



- 一般原則 (フランス)
- 食品添加物 (中国)
- 食品汚染物質 (オランダ)
- 食品衛生 (米国)
- 食品表示 (カナダ)
- 分析・サンプリング法 (ハンガリー)
- 残留農薬 (中国)
- 食品残留動物用医薬品 (米国)
- 食品輸出入検査・認証制度 (豪州)
- 栄養・特殊用途食品 (ドイツ)

- 生鮮果実・野菜 (メキシコ)
- 油脂 (マレーシア)
- スパイス・料理用ハーブ (インド)
- 魚類・水産製品* (ノルウェー)
- 穀物・豆類* (米国)
- 乳・乳製品* (ニュージーランド)
- 加工果実・野菜 (韓国)
- 糖類 (コロンビア)
- 食肉衛生 (ニュージーランド)
- 植物タンパク質 (カナダ)
- ナチュラルミネラルウォーター (スイス)
- ココア製品・チョコレート (スイス)

- アフリカ (ガンビア)
- アジア (日本)
- 欧州 (ドイツ)
- ラテンアメリカ・カリブ海 (ウルグアイ)
- 近東 (オマーン)
- 北米・南西太平洋 (クック諸島)

- 注) 1. ●印の部会は、休会中。
2. *印の部会は、Working by Correspondence (対面での会合以外の方法での作業)。
3. () 内の国は、ホスト国名。
4. 執行委員会は、議長、3副議長、6地域調整国 (アフリカ、アジア、欧州、ラテンアメリカ・カリブ海、近東、北米・南西太平洋) 及び7地域代表 (アフリカ、アジア、欧州、ラテンアメリカ・カリブ海、近東、北米、南西太平洋) で構成。
5. 日本は第48回総会 (2025年11月) においてアジア地域調整国 (アジア地域調整部会議長) に再任された。任期は第51回総会 (2028年7月) までの予定。